

2.2 環境施策の基本となる条例及び計画

(1) 環境や持続可能な地域づくりに関する記述のある計画等（分野・内容問わず）の有無

■環境や持続可能な地域づくりに関する記述のある計画等（分野・内容問わず）があるかどうかについては、「ある」が全体の約7割を占めた。

■都道府県及び政令市では全団体が「ある」としている。人口規模別では10万人以上の自治体では9割以上の自治体が「ある」としているが、1万人未満の自治体では「ある」という自治体は44%と半数以下となる。

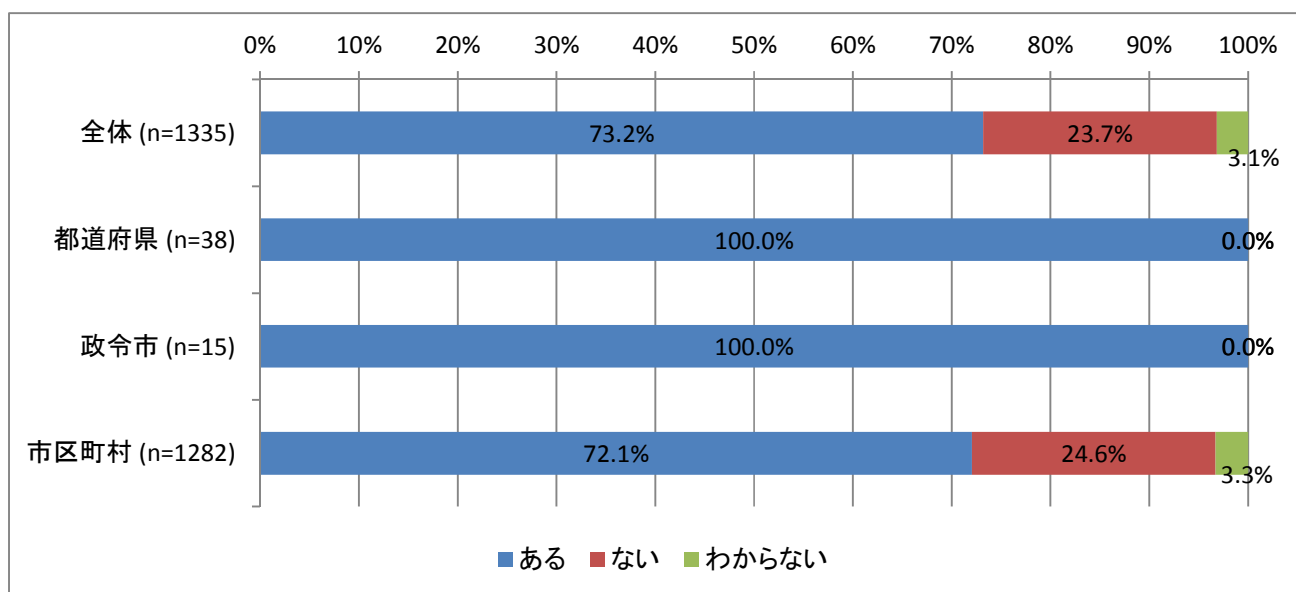


図 3 環境施策の基本となる条例の策定状況

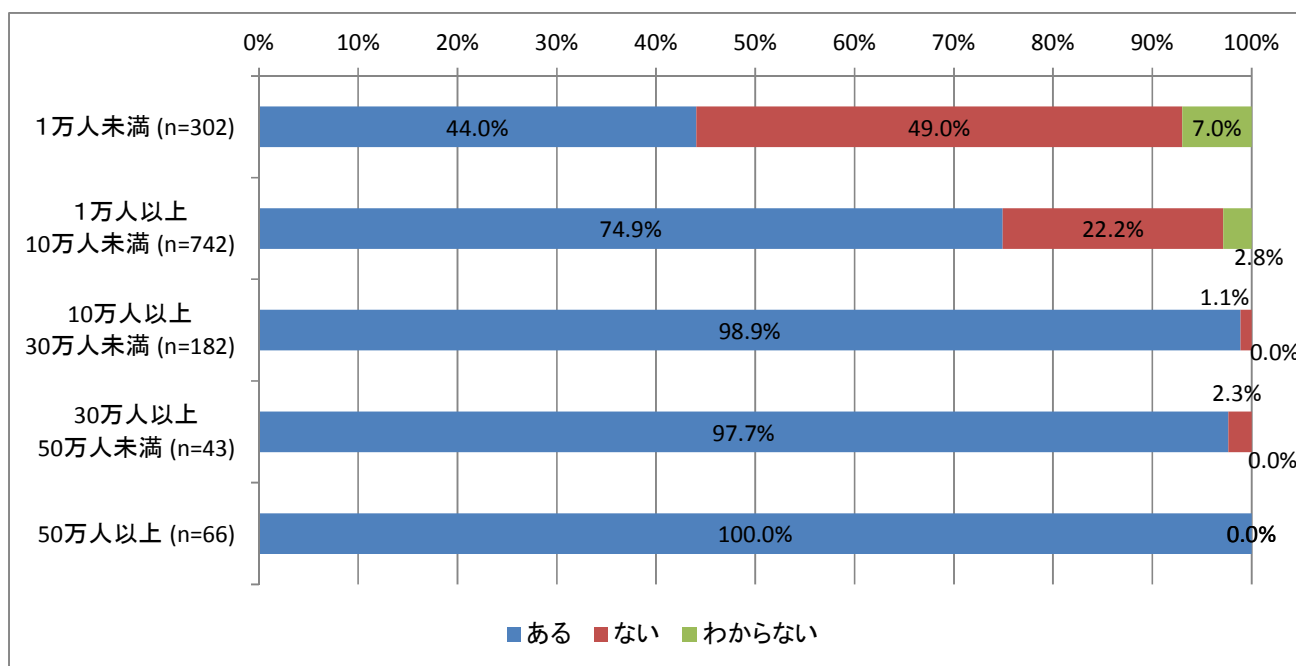


図 4 環境施策の基本となる条例の策定状況（人口規模別）

(2) 第四次環境基本計画の認知度

- 第四次環境基本計画の認知度は、「詳しい内容まで知っている」は全体の約 8%程度となり、「概要程度は知っている」をあわせると約 59%となる。名前も知らない自治体も約 12%となる。
- 都道府県及び政令市では全団体が概要程度以上は知っており、10万人以上の自治体でも 8割以上が概要程度以上は知っていると回答しているが、1万人未満の自治体では、約 24%が名前も知らないとなっている。

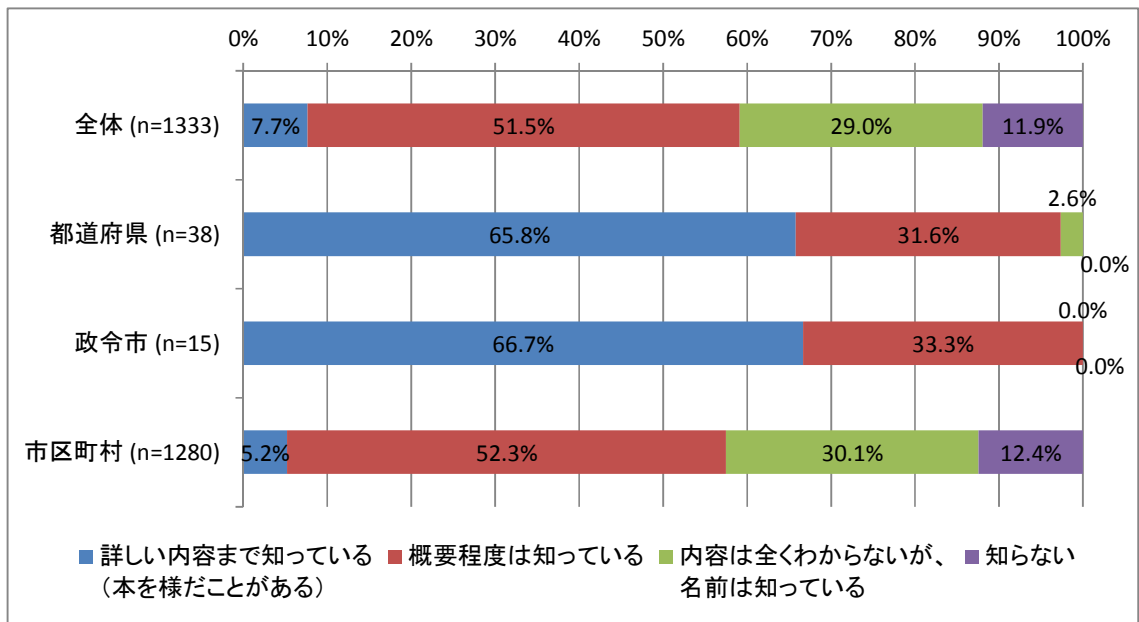


図 5 第四次環境基本計画の認知度

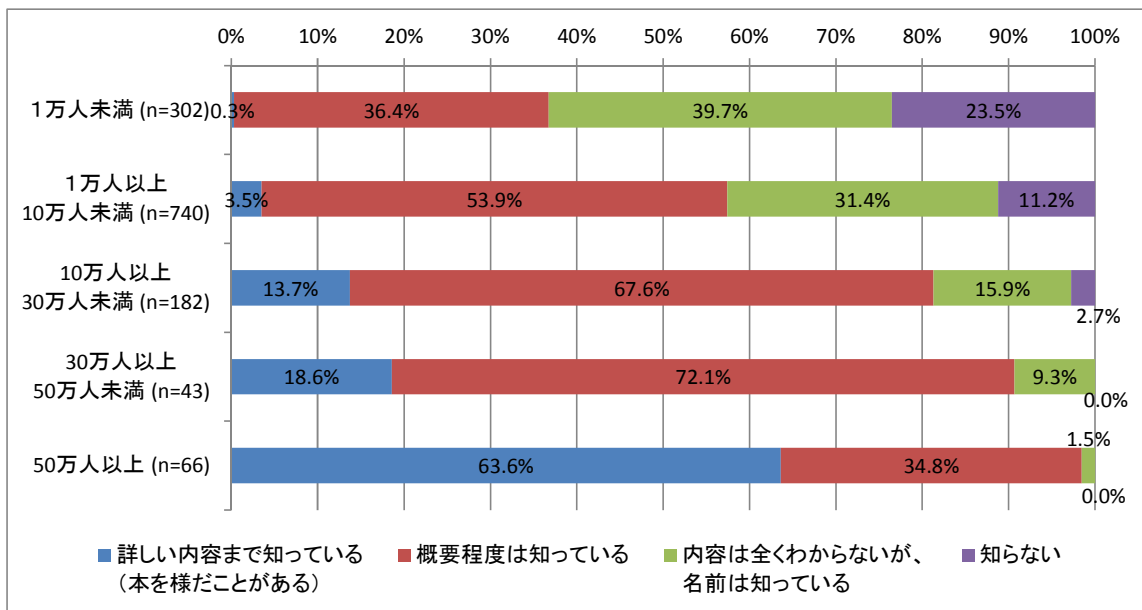


図 6 第四次環境基本計画の認知度（人口規模別）

(3) 環境施策の基本となる条例及び計画の策定状況

【条例】

- 環境施策の基本となる条例の策定状況は、全体では78%が策定済みとなっている。
- 政令市では全団体が策定済みであり、10万人以上の自治体では9割が策定済み又は策定作業中となっているが、1万人未満の自治体では、策定済み又は策定作業中が約49%となっている。

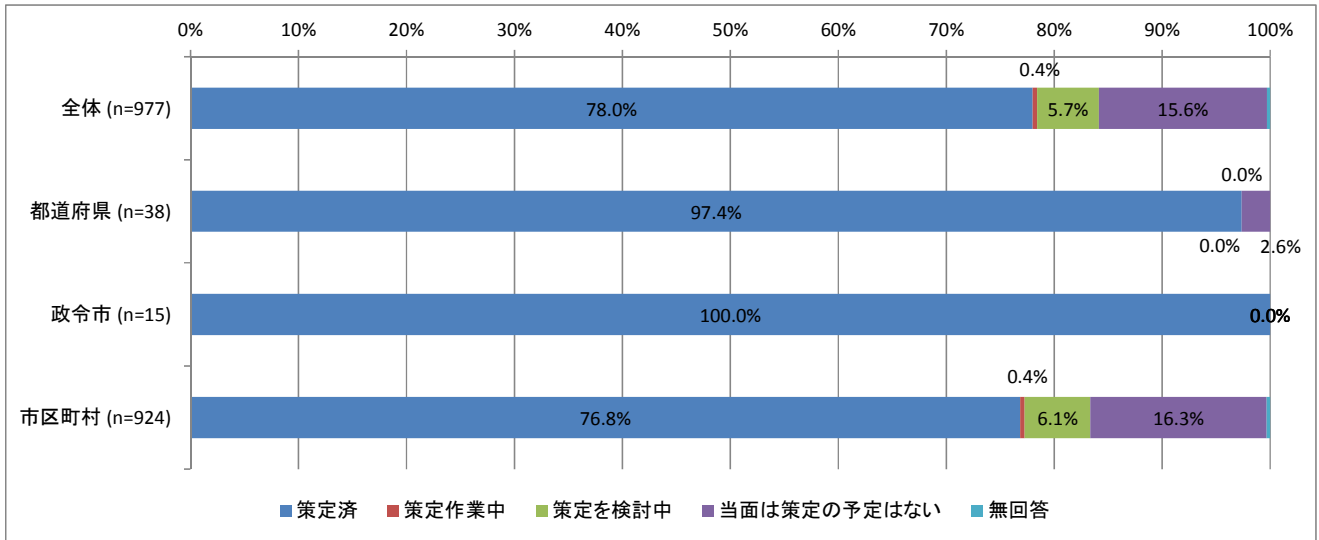


図 7 環境施策の基本となる条例の策定状況

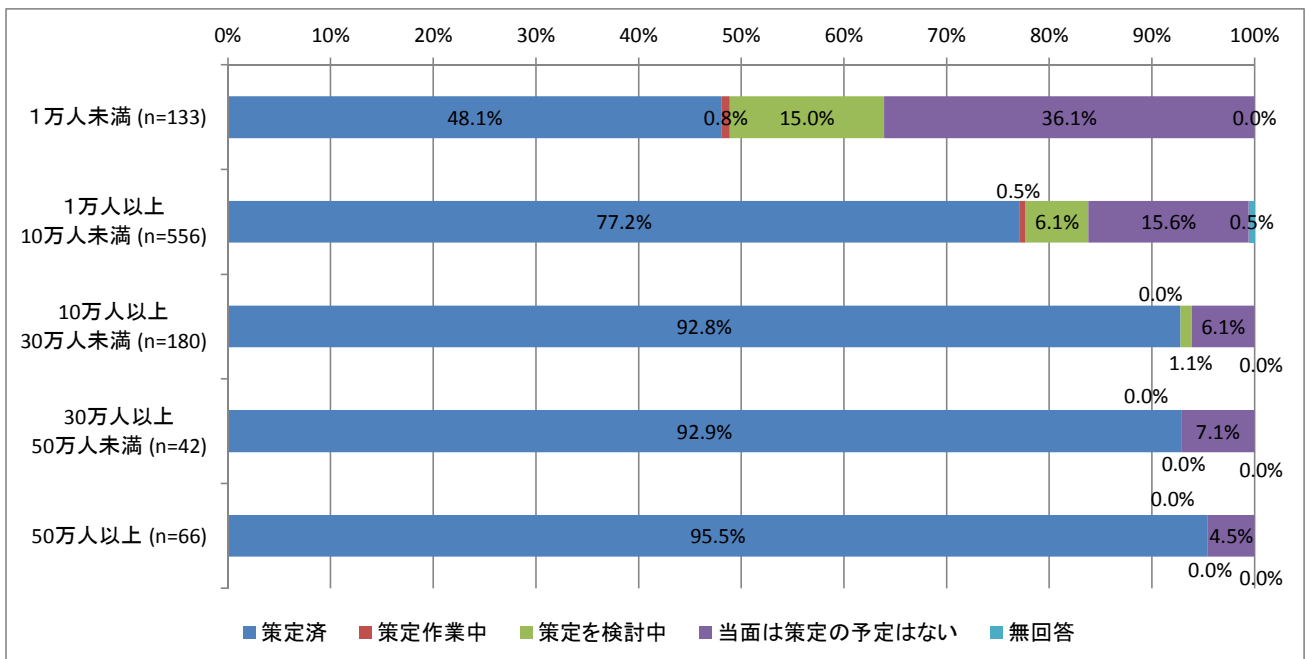


図 8 環境施策の基本となる条例の策定状況（人口規模別）

【計画】

- 環境施策の基本となる計画の策定状況は、全体では約78%が策定済みとなっている。条例よりもわずかに計画の策定割合が低くなっている。
- 条例と同じく、都道府県及び政令市では全団体が策定済みであり、10万人以上の自治体では9割が策定済み又は策定作業中となっているが、1万人未満の自治体では、策定済み又は策定作業中が約55%となっている。

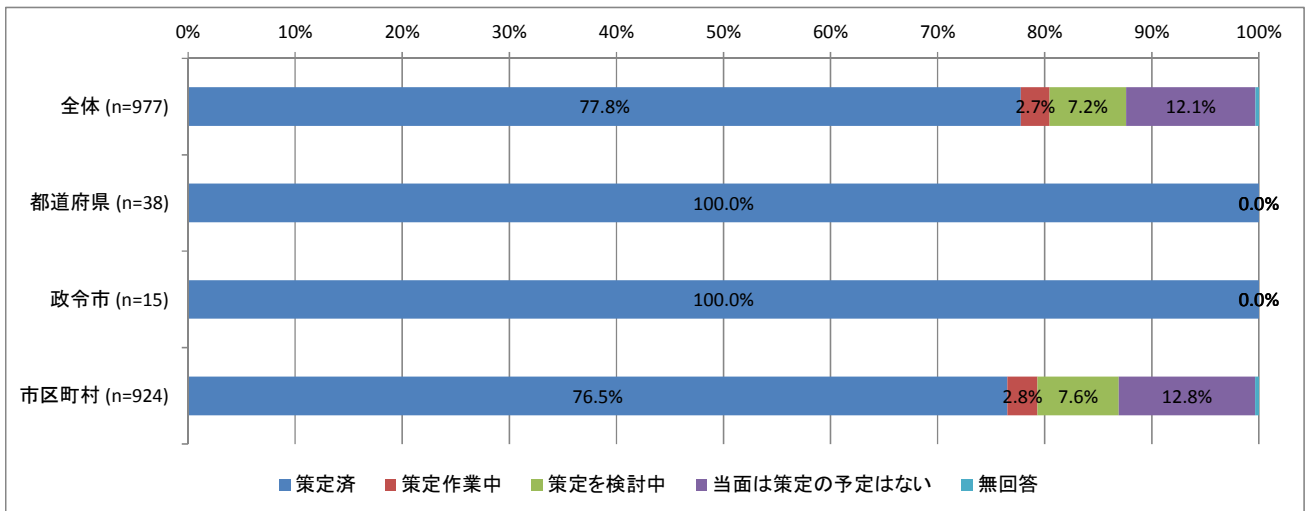


図 9 環境施策の基本となる計画の策定状況

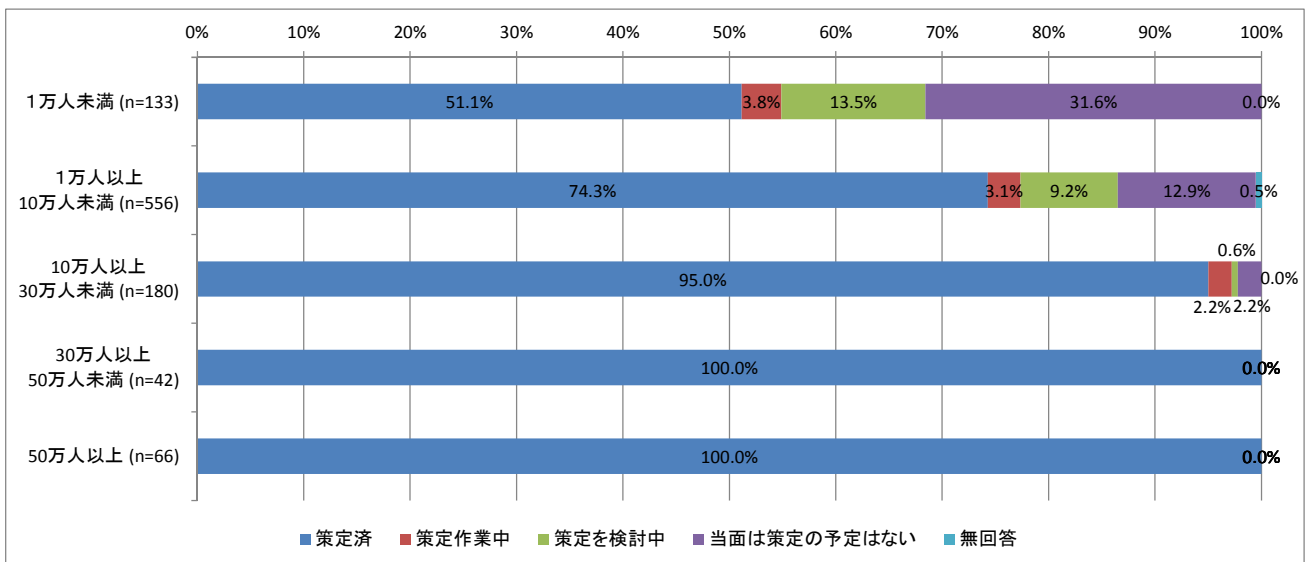


図 10 環境施策の基本となる計画の策定状況（人口規模別）

【「当面は策定しない」理由】

条例や計画を策定しない理由としては、以下のような回答があげられた。

- ・他の条例で対応できているため。
- ・他の個別計画で対応できているため。
- ・総合計画で行っているため。
- ・（計画と条例どちらかのみの場合）片方で十分と考えているため。
- ・計画はなくてもある程度の取り組みは行っていると考えているため。
- ・県により策定済みであるため。
- ・必要性を感じないため。
- ・策定後の効果がイメージできないため。
- ・環境政策の条例及び計画に至るまでの住民意識が高まっていないため
- ・良好な環境保全が保たれているため。
- ・人員不足のため。
- ・財源不足のため。
- ・知識不足のため。
- ・どのように作成すればよいかわからないため。
- ・他の施策より重要度が低い（他に現在重要なことがあるため）。
- ・国のエネルギー政策の動向や他区条例の整備状況を見定め、策定の時期を判断するため。

(4) 「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」の策定状況及び記述内容

■地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定状況は、全体では約42%が策定済みとなっている。

■都道府県及び政令市では約95%が策定済み又は策定作業中となり、策定予定のない団体はなかったが、30万人以上の自治体では9割以上が策定済みとなっているが、10万人以上30万人未満の自治体では策定済みは約5割、10万人未満の自治体では、策定済みは約3割となっている。

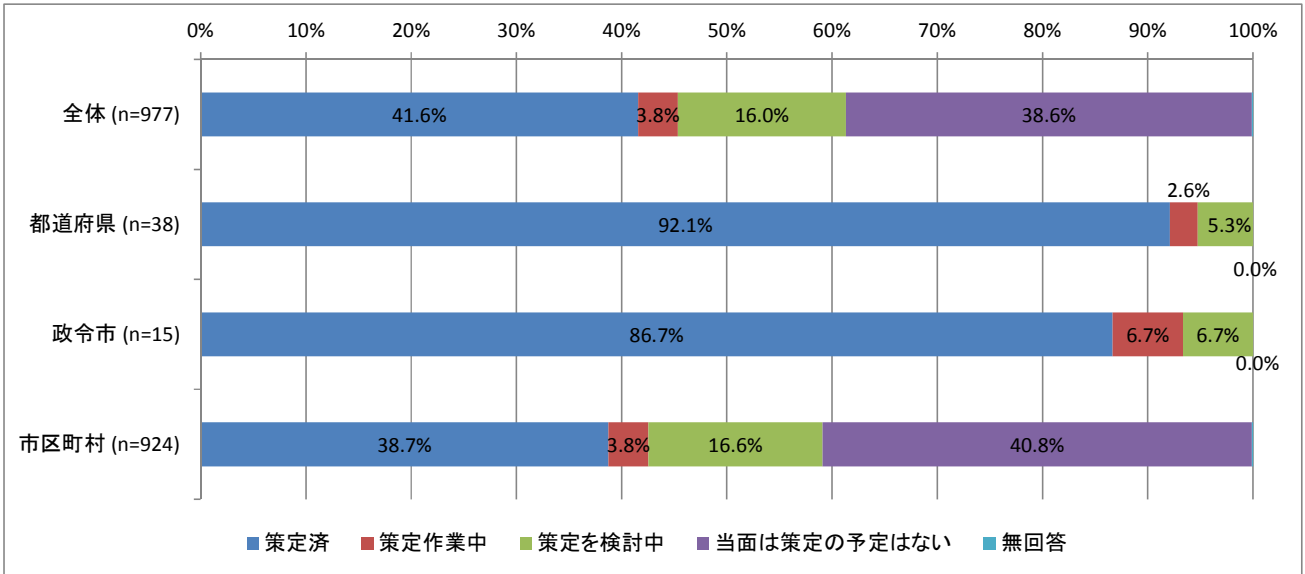


図 11 「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」の策定状況

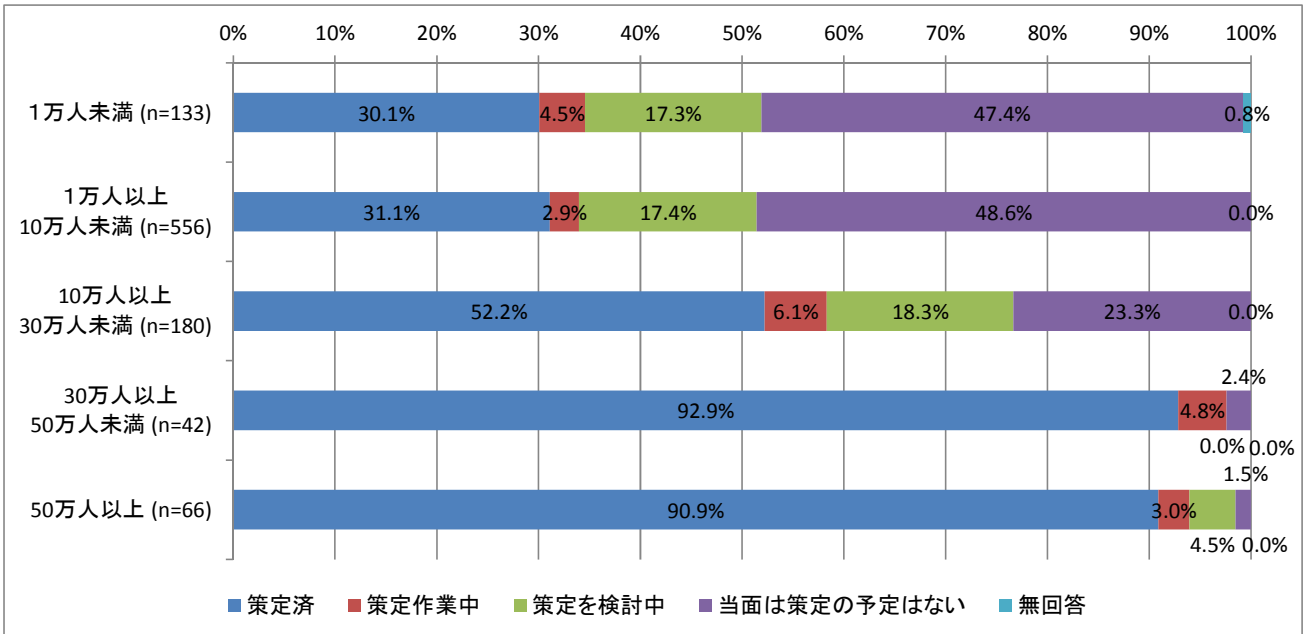


図 12 「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」の策定状況（人口規模別）

■地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）の中に他分野の施策まで記述している団体は全体では約 1 割となった。問題意識や重要性についての記述をしている団体も含めると全体で約 26%が他分野について記述している。

■人口規模別で見ると、30 万人以上 50 万人未満の自治体で「施策まで記述している」及び「問題意識や重要性については記述しているが施策は記述していない」割合が最も高く、あわせて約 37%の団体が何らかの記述を行っている。

■「その他」と回答した自治体の具体的な内容としては、以下のような回答があげられた。

- ・環境基本計画を合わせて地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定しており、地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）での記述はないが、基本計画内において記述をしている。
- ・市環境基本計画の改定に併せ、地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）を統合して策定している。区域施策編部分に記載はないが、計画全体の中には記載がある。
- ・環境基本計画を兼ねているため、環境基本計画の中で記述している。
- ・改定中の新計画では将来像に、身近な水・緑環境等の記述をする予定。
- ・独自の環境マネジメントシステムを作成し取り組んでおり、その中で化学物質管理等を行なっている。

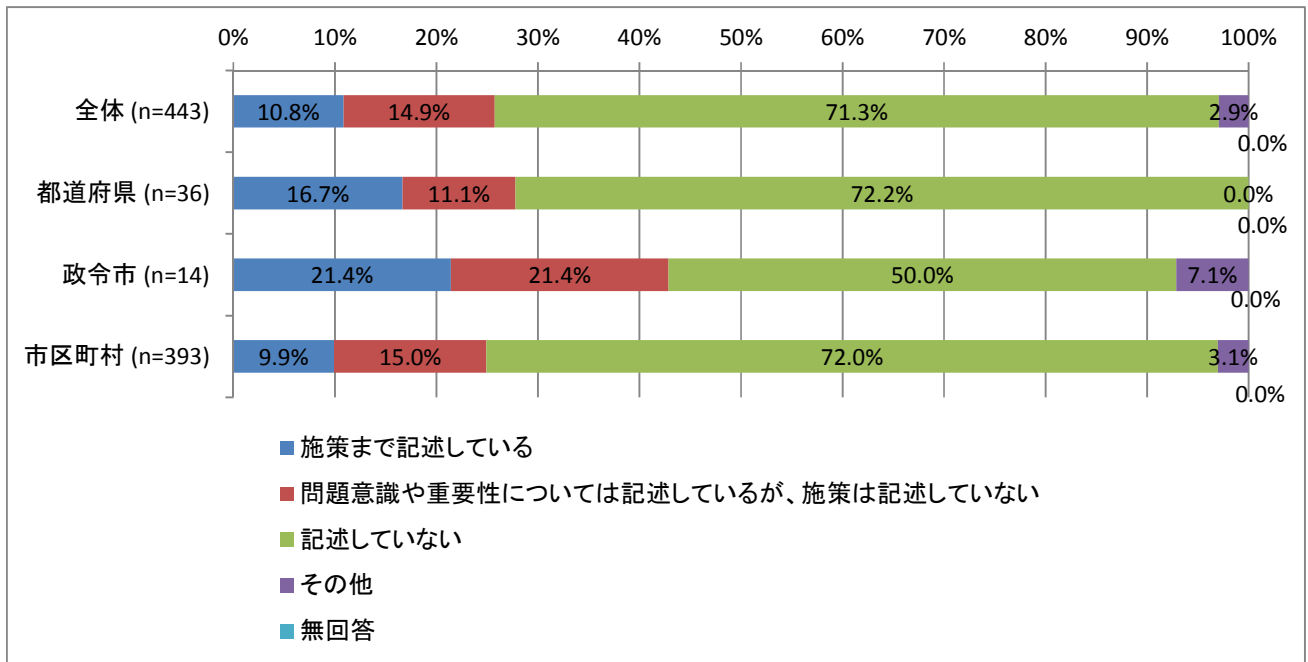


図 13 「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」の他分野の記述状況

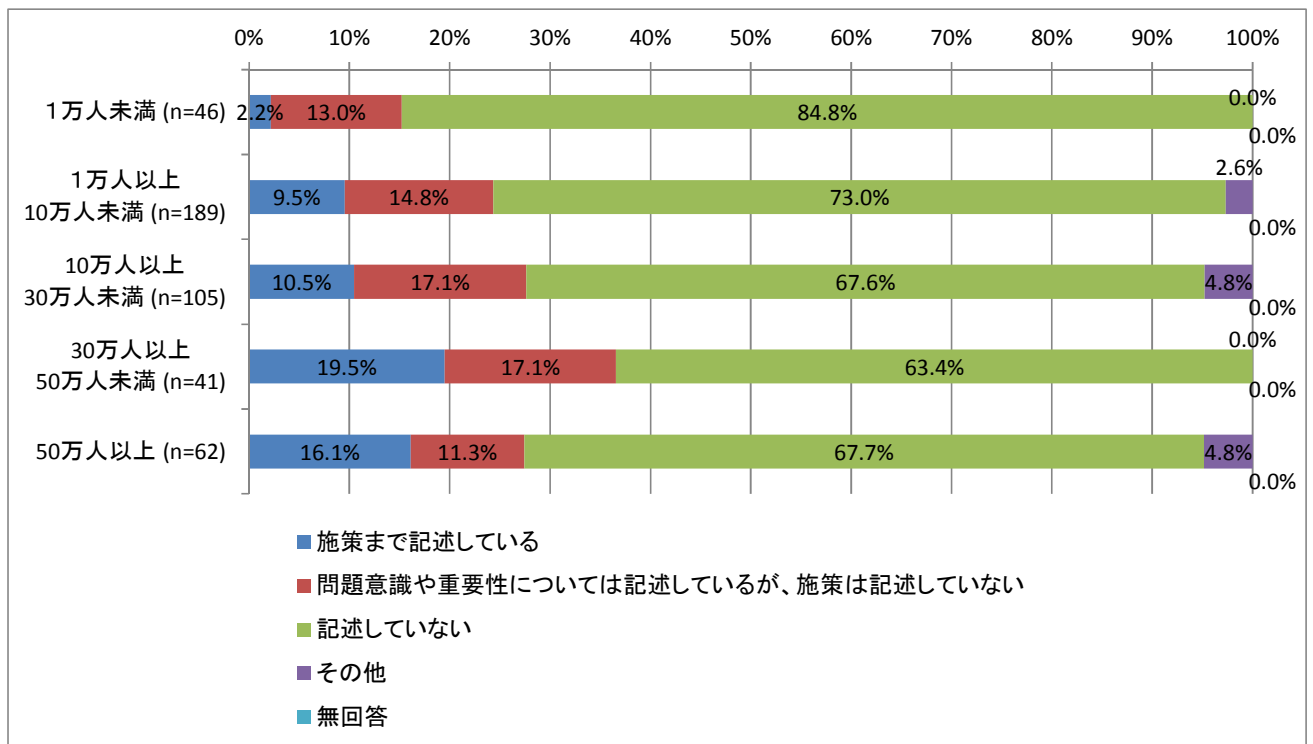


図 14 「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」の他分野の記述状況（人口規模別）

(5) 環境施策の基本となる計画の策定の際の住民等からの意見取入の実施状況

- 環境施策の基本となる計画の策定の際の住民等からの意見取入の実施状況は、全体では約 9 割が「取入れた又は取入れている」となっている。
- 政令市では全団体が「取入れた又は取入れている」となっており、1 万人以上の自治体では約 9 割が「取入れた又は取入れている」となっている。1 万人未満の自治体でも、「取入れた又は取入れている」が約 75%と高い水準となっている。

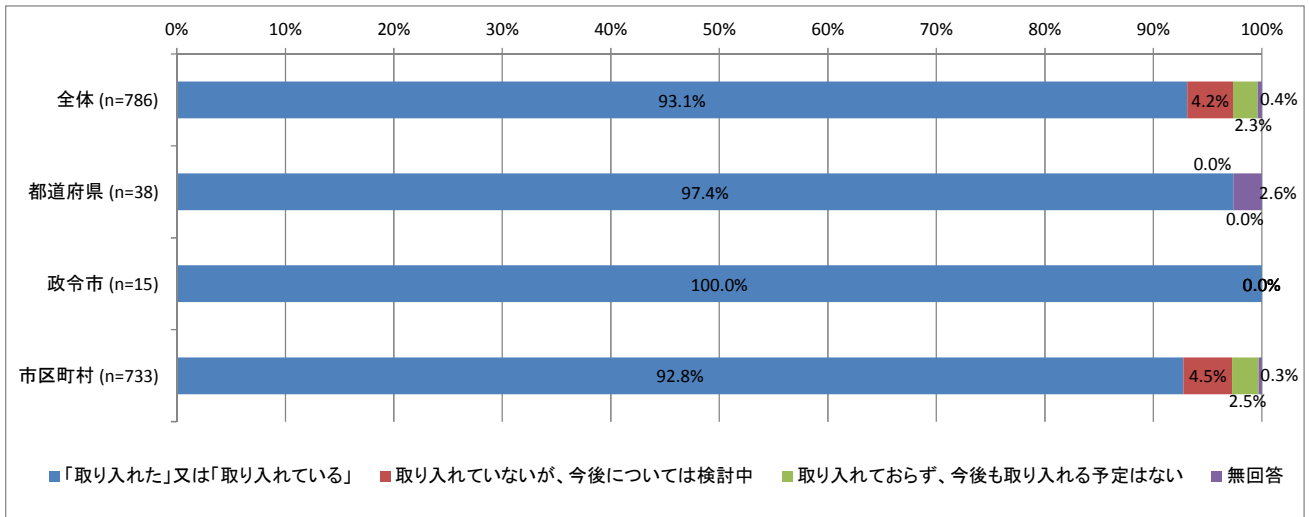


図 15 環境施策の基本となる計画の策定の際の住民等からの意見取入の実施状況

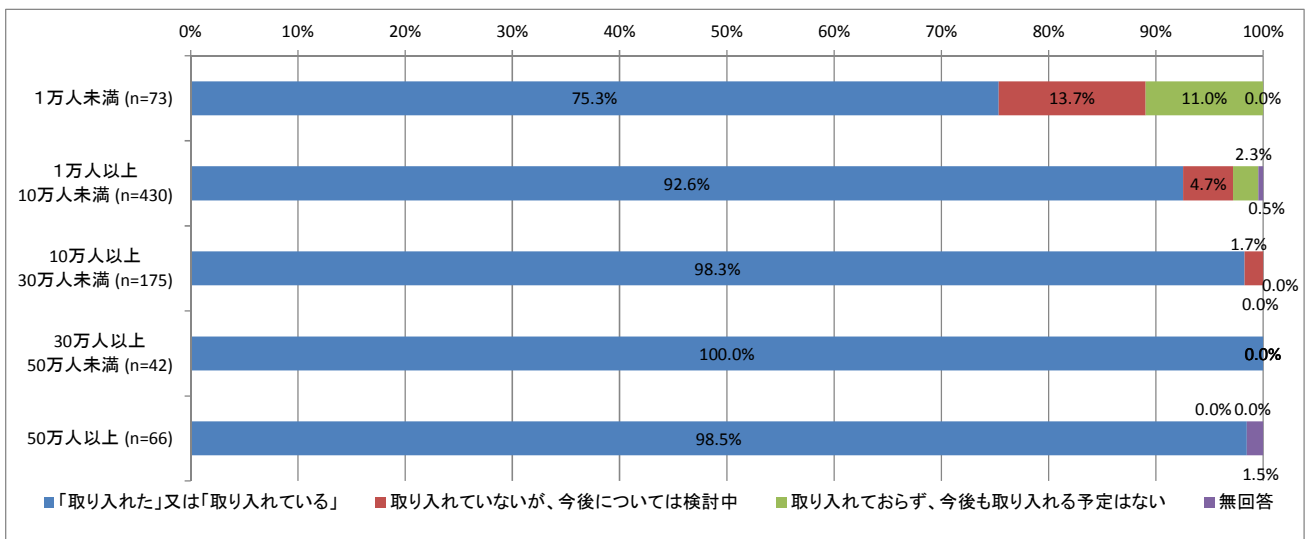


図 16 環境施策の基本となる計画の策定の際の住民等からの意見取入の実施状況（人口規模別）

【意見取入の実施方法】

■意見取入の方法としては、市民参加型の委員会の設置やアンケートの実施が多く、ともに全体では約67%が実施している。また、パブリックコメントの実施も約6割の自治体が行っている。パブリックコメントはWEB上での実施がその他の手法での実施よりも少し多い。

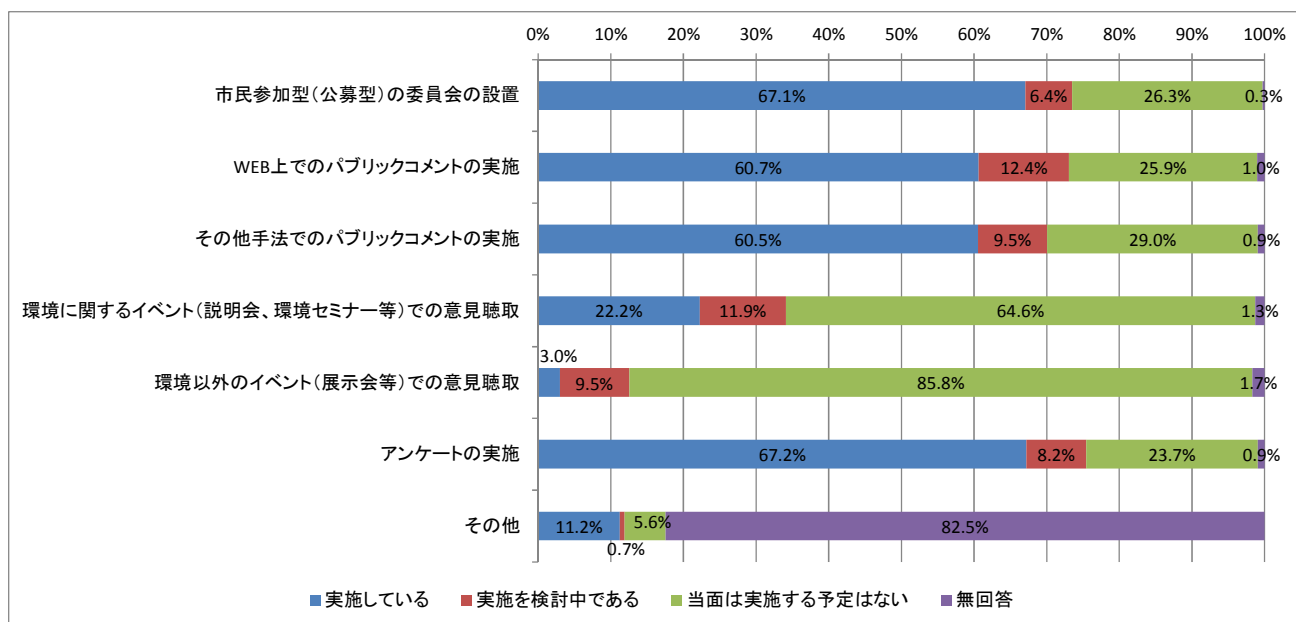


図 17 環境施策の基本となる計画の策定の際の住民等からの意見取入の実施方法

■その他の意見の取入れ方法としては、以下のようなものがあげられた。

都道府県：プロジェクトチームやワーキンググループを設置して意見聴取

市区町村：有識者等関係団体から構成された審議会への諮問、

町民等の代表者(指名)の参加の委員会の設置

各種団体等との意見交換、地区ごとの意見聴取会の実施

有識者等へのインタビューの実施

市民懇話会の開催

市民ワークショップの実施

など

(6) 環境施策の基本となる条例及び計画の策定の際の住民等からの意見取入の成功事例・課題事例

【成功事例】

- 環境施策の基本となる条例及び計画の策定の際の住民等からの意見取入の成功事例については、321件の回答が得られた。
- 全体として、アンケートの実施、市民公募型の委員会等の設置、環境保護団体等との意見交換会の実施、に関する回答が多く得られた。
- 主な事例を以下に示す。

学識経験者や公募市民からなる市民検討会議の設置
市民参加型（公募型）の委員会の実施
環境市民会議の設置
環境審議委員を公募
自治体内の検討委員会の中に市内の主要団体や地区の代表者に加わってもらい検討アンケートを実施（無作為抽出で各住民、小学生、事業者、観光客、など）
環境イベントでのアンケート実施
環境イベント以外のイベントでアンケートを実施。
子供、大人、事業者、農家など多様な立場に沿ったアンケートの実施
集客が多く見込めるイベント（市民まつり）におけるアンケート調査
パブリックコメントを実施
WEB上でのパブリックコメントの実施
コミュニティセンター（公民館）でのパブリックコメント実施
色々な分野で活動されている方を推薦し、パブリックコメントを実施
チラシやHPで意見を募集
各施設に意見箱を設置。
小中学校の環境委員会におけるヒアリングの実施
衛生環境関係の嘱託員のヒアリング
各地区をまわっての懇談会の開催
タウンミーティングの開催
地域懇談会・説明会の実施
ワークショップの実施
エコワーキンググループの開催
電子会議室の実施
懇話会の開催
環境イベントでの説明
環境イベント以外でのイベントでの説明
環境イベント以外での資料配布

(環境活動団体や学生、事業者などとの)意見交換会の開催

関係団体との協議を定期的を実施

環境保全活動団体に個別にヒアリングを実施

シンポジウムにおけるパネルディスカッション

フォーラムで意見徴収

環境に関するイベント等での意見交換・収集

お出かけ講座の実施

大学の環境関連ゼミ等での説明会の実施

環境基本計画推進市民委員会による計画の進行管理

ホームページや広報誌への掲載

環境に関する施設の見学、まち歩き

■上記のほか、具体的な効果等も記載されていた事例を、以下に示す。

- ・市民・事業者を対象に環境に関する意識調査を行い、行政に求めていることや、環境保全への取組についての関心度や課題を把握できた。
- ・環境基本計画改定のためにワークショップを開催したところ、高校生から高齢者まで様々な市民の参加があったため、色々なアイデアが出た。
- ・ワークショップにより、住民が主体となって計画を策定することに成功。
- ・環境基本条例策定により、環境基本計画を調査、研究を行う組織を設置し、同計画の修正や見直しなどを行う際に、検討組織として見直し作業に参画していただき、作業の円滑化が図られている。
- ・市民会議の実施。実施前に会議メンバーの意見を事前に提出してもらい、意見をまとめたものを提示することで、限られた時間の中で円滑な議論ができる。
- ・市民・事業者・行政協働プロジェクトの計画段階から市民等の意見を取り入れ、基本計画に盛り込むことができた。
- ・条例及び計画の予定における各ステップにおいて多くの市民に関わってもらっている。パブコメ、各種委員会や作業部会、イベント実施により、多くの施策に反映されているといえる。計画立案のみでなく、実施・企画にも市民委員を取り入れている。
- ・市民参加型委員会において説明し、意見を求めた。骨格案や素案に対して具体的な意見が多く寄せられた。
- ・在住者 1,500 人と、事業所 200 社を無作為抽出し、アンケートを郵送により配布した。回収後は、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）等を策定する上でたいへん役立った。
- ・生物多様性地域戦略のパブコメを行った際に、web、広報での周知に留まらず、関係する民間企業の環境サロン等でも周知を行ったところ、多くの人から意見をいただけた。
- ・市民意識調査(全体)で環境施策に関する設問を設定することで回収率等が向上する。
- ・アンケートを実施する際、お礼状兼督促状という形でハガキを送付したことで半分程度の回収率を達成した。
- ・県政世論調査に調査項目を加えることで、精度の高い県民意識を把握している。

- ・ワークショップにより、住民が主体となって計画を策定することに成功。
- ・市民・事業者へのアンケートの実施。特に小学校児童に対するアンケートは、環境について考える良いきっかけになったと思われる。

【課題事例】

■889 件の回答が得られた。

■主な事例を以下に示す。

■アンケートについて

- ・アンケートの回収率が悪い
- ・アンケートに回答する人が偏る（関心がある一部の人、若者は特に少ない、など）

→上記のような状況より、「住民の意見」としてよいのか

- ・アンケートの手間・費用がかかる
- ・アンケートの設問設計、分析等が難しい

■セミナー、説明会について

- ・同じ方しか参加しない
- ・参加者が少ない

→上記のような状況より、「住民の意見」としてよいのか

■パブリックコメントについて

- ・特定の方からの意見となる
- ・回答者が少ない

→上記のような状況より、「住民の意見」としてよいのか

■その他

- ・どのように多様な意見を集約したらよいか
- ・住民意見を把握する方法がわからない
- ・環境施策の対する関心が相対的に低い
- ・環境問題に関心のある人とそうでない人の温度差が大きい

など

■その他、具体的な主な事例等は参考資料 p.1 から p.7 を参照のこと。

(7) 環境施策の基本となる計画の策定時に環境基本計画を参考とした地方公共団体

■環境施策の基本となる計画の策定時に環境基本計画を参考とした地方公共団体は、全体では約75%となる。

■全体でもいずれの規模の自治体でも9割以上が参考としている又は参考とすることを検討している。

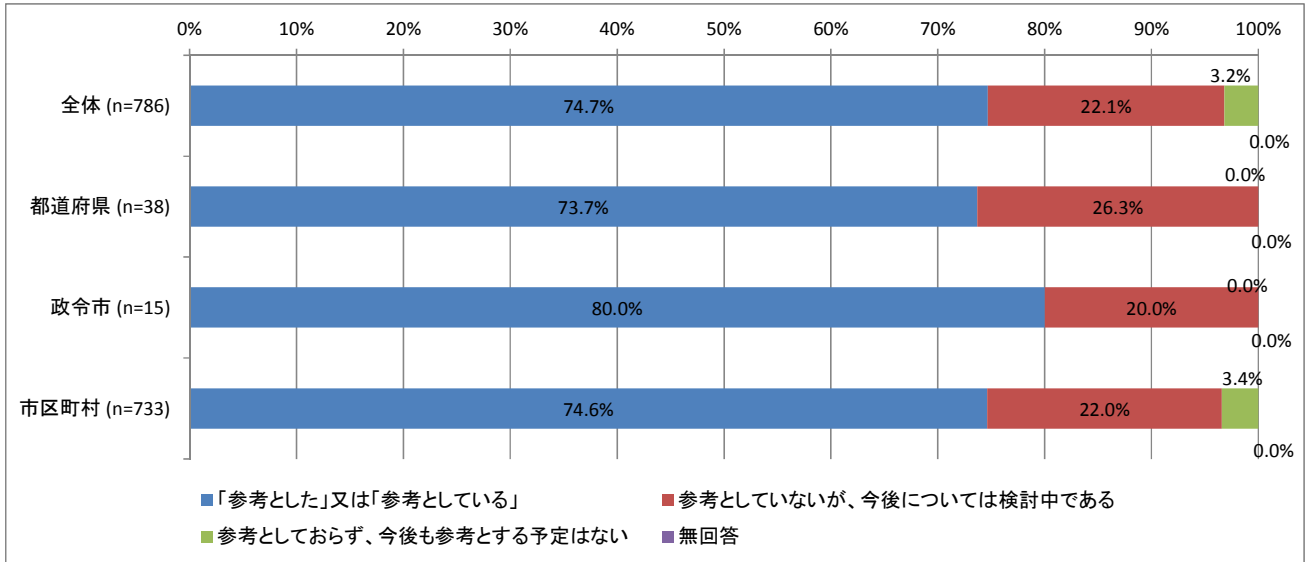


図 18 環境施策の基本となる計画の策定時に環境基本計画を参考とした割合

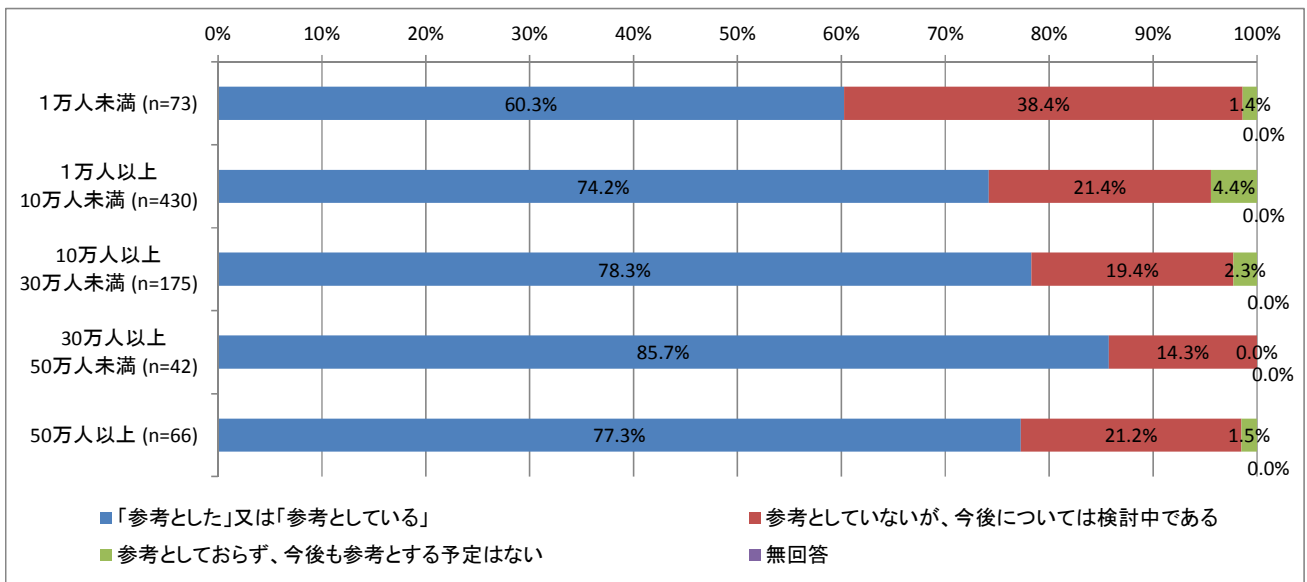


図 19 環境施策の基本となる計画の策定時に環境基本計画を参考とした割合（人口規模別）

(8) 環境施策の基本となる計画に関する事業者・住民等へ普及・啓発状況

■環境施策の基本となる計画に関する事業者・住民等へ普及・啓発状況は、全体では約83%が「実施した又は実施している」となる。

■政令市では回答した全政令市が「実施した又は実施している」となる。

■人口規模別では、1万人未満の自治体では約6割が「実施した又は実施している」となるが、1万人以上の自治体では約8割以上が「実施した又実施している」となる。

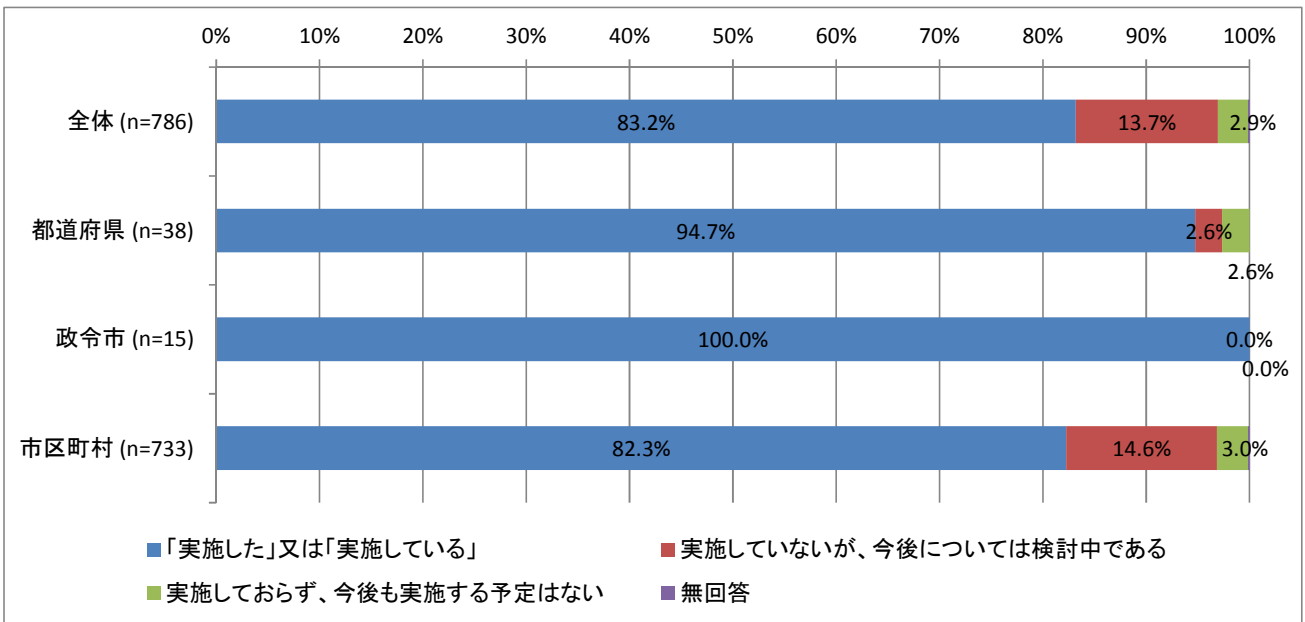


図 20 環境施策の基本となる計画に関する事業者・住民等へ普及・啓発状況

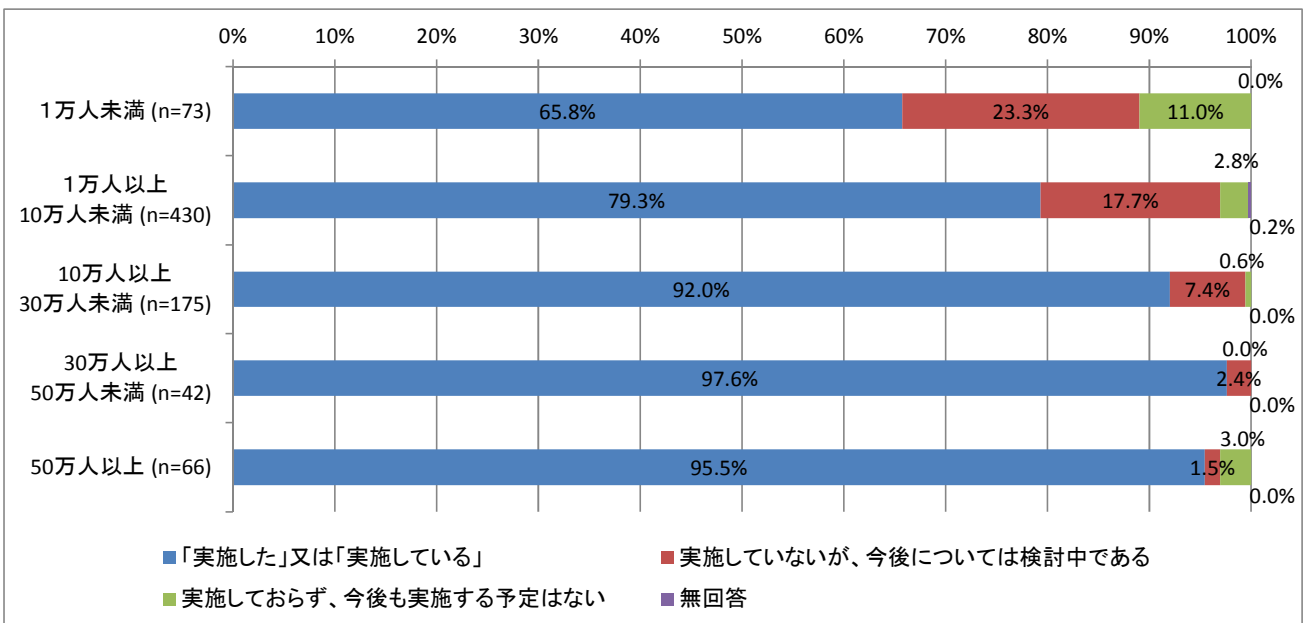


図 21 環境施策の基本となる計画に関する事業者・住民等へ普及・啓発状況（人口規模別）

■環境施策の基本となる計画に関する事業者・住民等へ普及・啓発方法は、ホームページが最も多く、約86%が実施しており、実施検討中も入れると約97%となる。次いで広報誌等への掲載が多く、約68%が実施しており、実施検討中も入れると約84%となる。パンフレット等の作成も60%を超える。

【普及・啓発の方法】

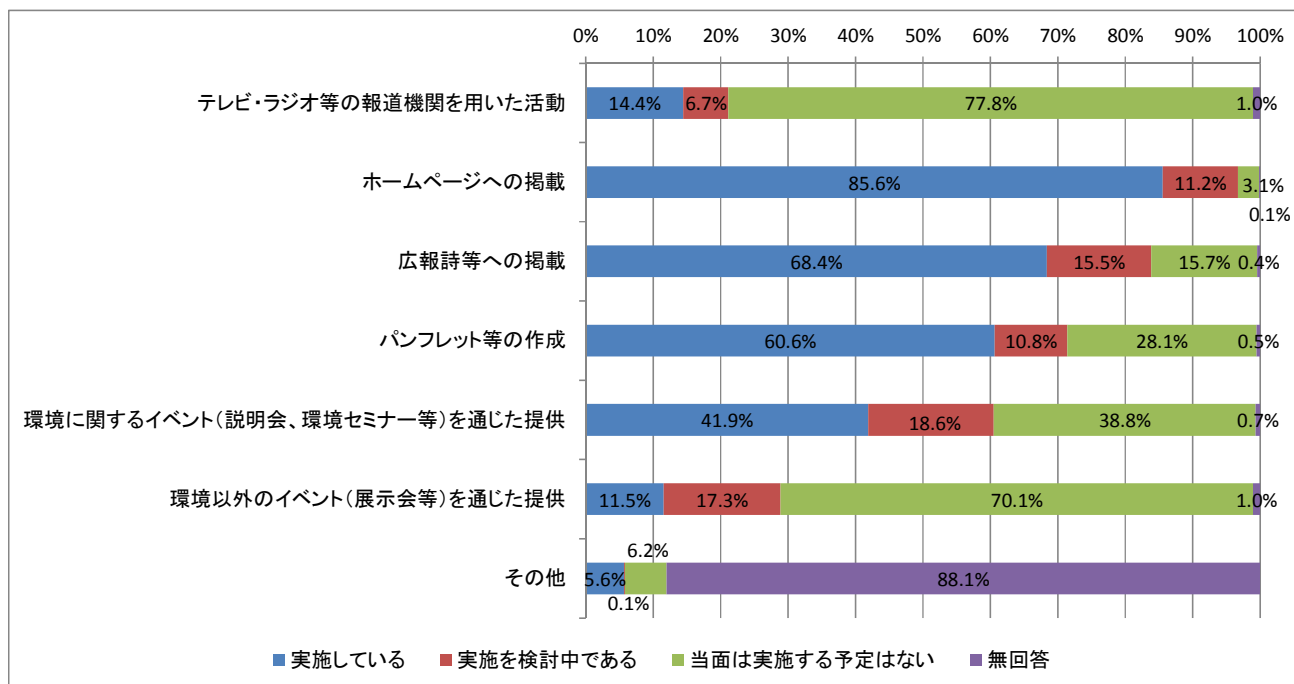


図 22 環境施策の基本となる計画に関する事業者・住民等へ普及・啓発方法

■その他の意見の取入れ方法としては、以下のような事例があげられた。

- 都道府県： 県環境白書
- 市区町村： 概要版を全戸配布・世帯配布
- 関連する団体への概要版の配布
- 計画書を自治会等へ配付
- 市の環境白書への掲載
- 市民環境会議の会報に掲載
- 職員による地域への説明
- 事業所関係団体説明会開催
- 出前講座の開催
- 自治会等への提供
- 市政協力員回覧
- 庁舎内の閲覧スペース

など

(9) 環境施策の基本となる計画に関する事業者・住民等へ普及・啓発の成功事例・課題事例

【成功事例】

■263 件の回答が得られた。

■主な事例を以下に示す。

- ・ 概要版の作成及び配布
 - ・ パンフレット等の作成
 - ・ 学校等への資料の配布
 - ・ ホームページへの掲載
 - ・ 広報誌への掲載
 - ・ 住民説明会の実施
 - ・ 学校への出張講座の実施
 - ・ 企業への出張講座の実施
 - ・ 各地域への出張講座の実施
 - ・ 環境イベントの実施
 - ・ 環境施設見学会の実施
- など

■その他、具体的な主な事例等は参考資料 p.8 から p.13 を参照のこと。

【課題事例】

■835 件の回答が得られた。

■主な事例を以下に示す。

- ・セミナー、説明会、イベント等に、同じ方しか参加しない
 - ・セミナー、説明会、イベント等の参加者が少ない（特に若年層が少ない）
 - ・認知度が低い
 - ・一部の人しか関心を示さない
 - ・関心に地域差等がある
 - ・無関心層へどのように普及・啓発したらよいかわからない
 - ・効果的な方法がわからない
 - ・普及・啓発の効果がわからない
 - ・人員が不足している
 - ・手間がかかる割に効果がないと感じる
 - ・範囲が広いため、テーマ設定が難しい
 - ・住民等が理解しやすい内容等、表現方法等が難しい
- など

■その他、具体的な主な事例等は参考資料 p.14 から p.23 を参照のこと。

(10) 計画に基づく施策実施の際の住民等からの意見取入の実施状況

■計画に基づく施策実施の際の住民等からの意見取入の実施状況は、全体では約75%が「取入れた又は取入れている」となる。

■人口規模別では、1万人未満の自治体をのぞき「取入れた又は取入れている」が7割を超えている。

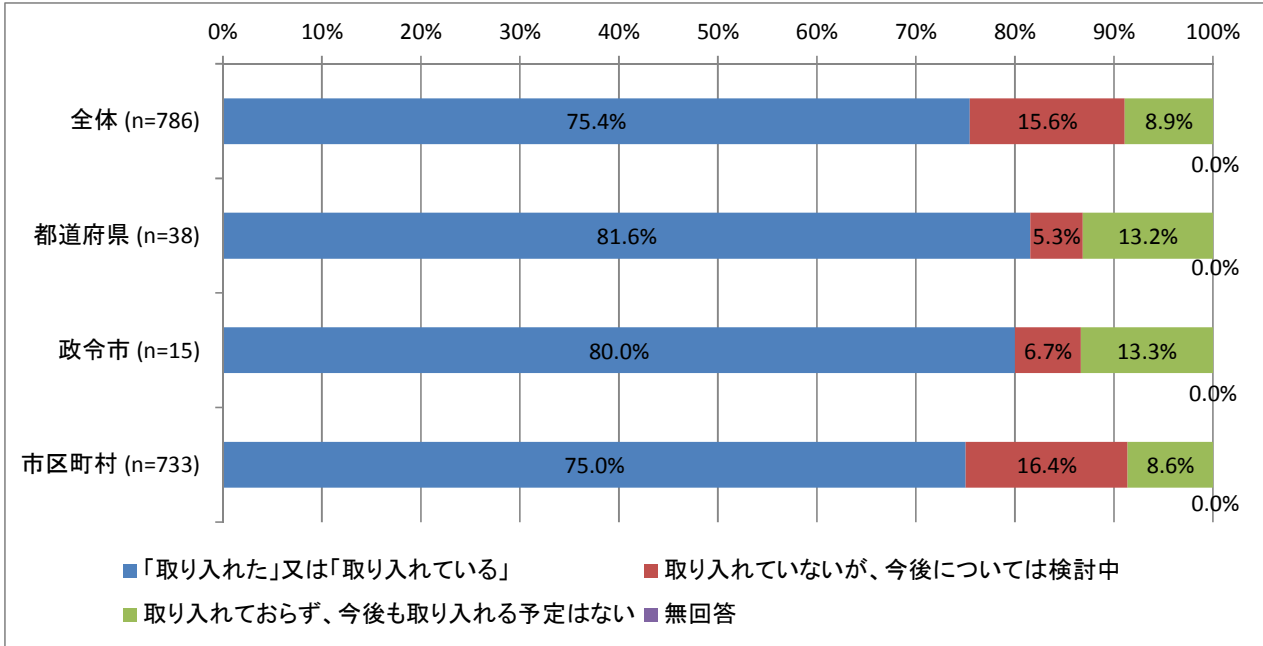


図 23 計画に基づく施策実施の際の住民等からの意見取入の実施状況

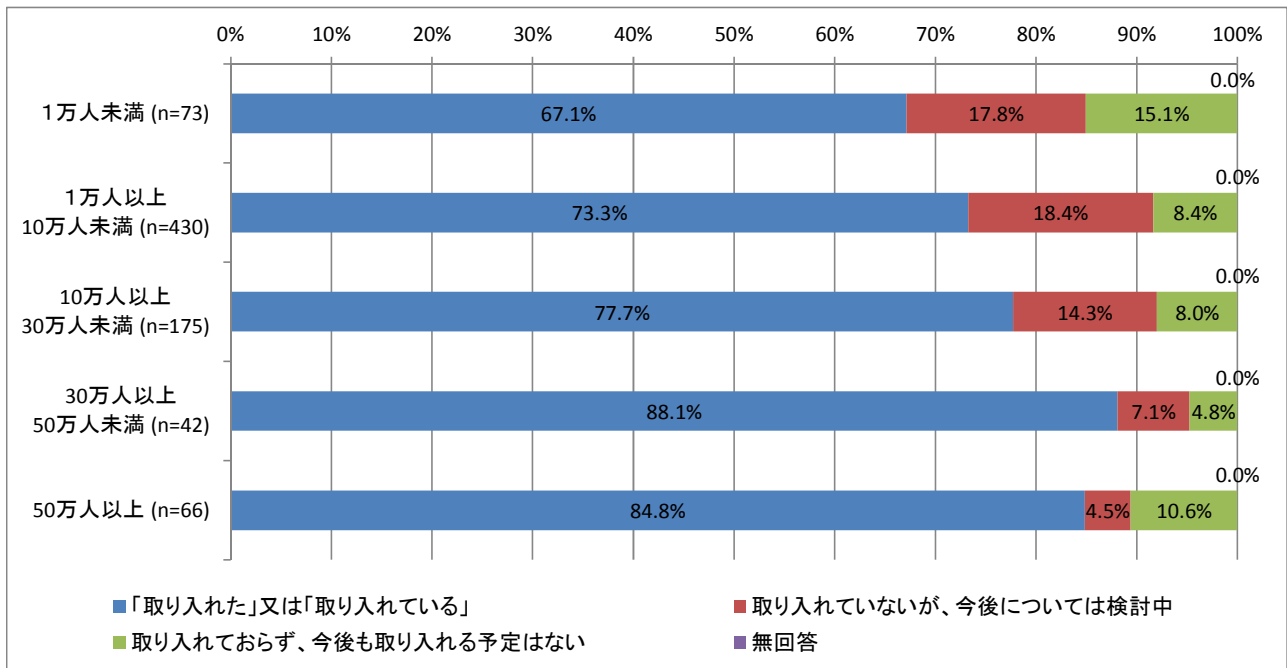


図 24 計画に基づく施策実施の際の住民等からの意見取入の実施状況（人口規模別）

【意見取入の実施方法】

■意見取入れの実施方法は、「市民参加型（公募型）の委員会の設置」が最も多く、約56%と半数を超えている。「WEB上や広報誌での意見の受付」及び「アンケートの実施」も、検討中も含めると5割以上となる。

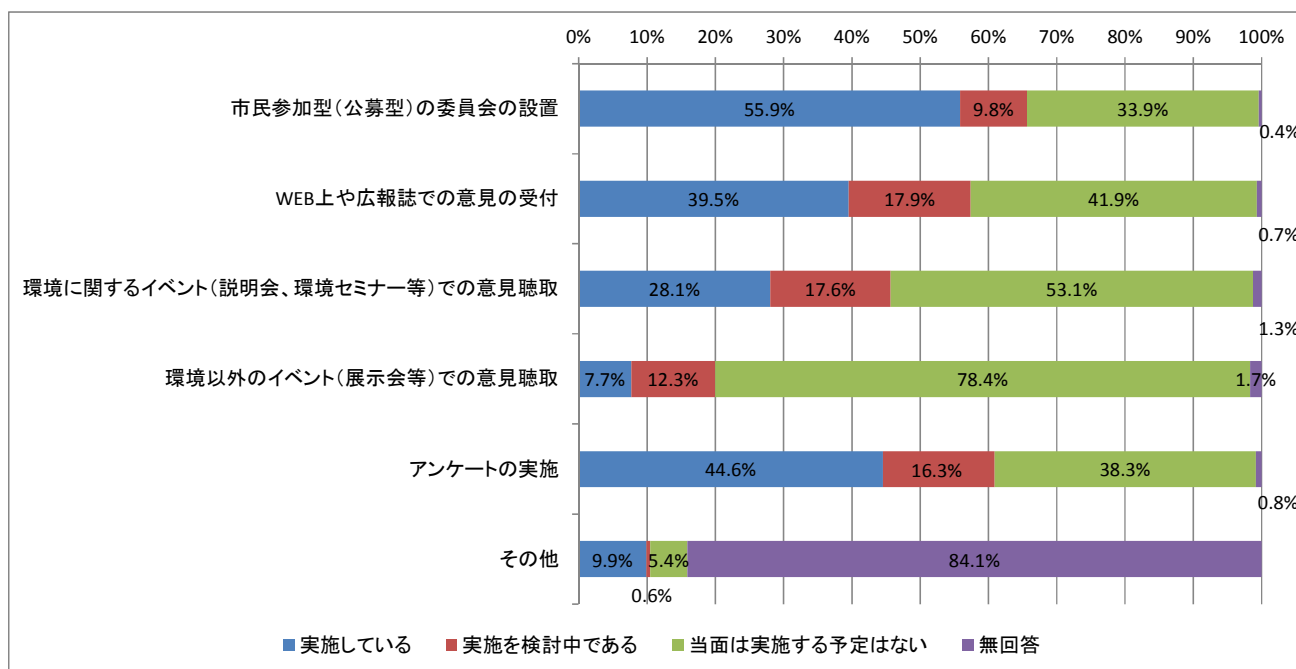


図 25 計画に基づく施策実施の際の住民等からの意見取入の実施方法

■その他の意見の取入れ方法としては、以下のようなものがあげられた。

- 都道府県： プロジェクトチームやワーキンググループを設置して意見聴取
- 環境審議会等（公募型、非公募型）での意見聴取
- 環境に関する会議、個別ヒアリング
- 次年度予算編成の中で、環境局取組方針に対して、パブリックコメントを実施
- 政令市及
び市区町
村： パブリックコメント実施
- 委員会での委員からの意見聴取
- 環境関連団体との意見交換
- 環境審議会の実施
- 市民懇話会の開催
- 環境白書の策定を通じた実施
- 町民等の代表者（指名）参加の委員会の設置
- 市民団体との協働

など

(11) 計画に基づく施策実施の際の住民等からの意見取入の成功事例・課題事例

【成功事例】

■212件の回答が得られた。

■主な事例を以下に示す。

- ・アンケートの実施
 - ・市民公募型委員会等の設置
 - ・パブリックコメントの実施
 - ・イベント時のアンケート調査
 - ・ワークショップの実施
 - ・環境イベント以外のイベントでの説明等の実施
 - ・環境活動団体等へのヒアリング
 - ・市民及び事業者、行政機関の協働
 - ・出前講座
- など

■具体的な効果が記載されていた事例としては、以下のようなものがあげられた。

- ・アンケートの実施により早急な取り組みが求められる施策について、予算の重点配分が実現できた。
- ・イベントを開催し意見を聴取する機会を設けたことで、一般の方から、直接意見を言えてよかったという感想があった。
- ・街中で行う環境イベントでのアンケートでは、幅広い市民層から意見を得ることができた。
- ・環境イベントにおいてスタンプラリーのチェックポイントにアンケートを取り入れたところ、老若男女から意見を集約できた。
- ・市民を対象とした不作為抽出のアンケートを行っており、その際、期限直前にお礼状を兼ねた督促を発送し、回収率の増加を図った。多少の効果がみられた。

など

■その他、具体的な主な事例等は参考資料 p.24 から p.27 を参照のこと。

【課題事例】

- 763 件の回答が得られた。
- 主な事例を以下に示す。
- 計画策定時の課題と同じ課題が多くなった。

■アンケートについて

- ・アンケートの回収率が悪い
- ・アンケートに回答する人が偏る（関心がある一部の人、若者は特に少ない、など）

→上記のような状況より、「住民の意見」としてよいのか

- ・アンケートの手間・費用がかかる
- ・アンケートの設問設計、分析等が難しい

■セミナー、説明会について

- ・同じ方しか参加しない
- ・参加者が少ない

→上記のような状況より、「住民の意見」としてよいのか

■パブリックコメントについて

- ・特定の方からの意見となる
- ・回答者が少ない

→上記のような状況より、「住民の意見」としてよいのか

■その他

- ・どのように多様な意見を集約したらよいか
- ・住民意見を把握する方法がわからない
- ・環境施策の対する関心が相対的に低い
- ・環境問題に関心のある人とそうでない人の温度差が大きい

など

- その他、具体的な主な事例等は参考資料 p.28 から p.35 を参照のこと。

(12) 環境施策の基本となる計画の点検状況

■環境施策の基本となる計画の点検状況は、全体では約6割が「実施した又は実施している」となる。

■人口規模別では、1万人以上の自治体では5割以上が、10万人以上の自治体では約8割以上が実施しているが、1万人未満の自治体では実施している割合は約3割となる。

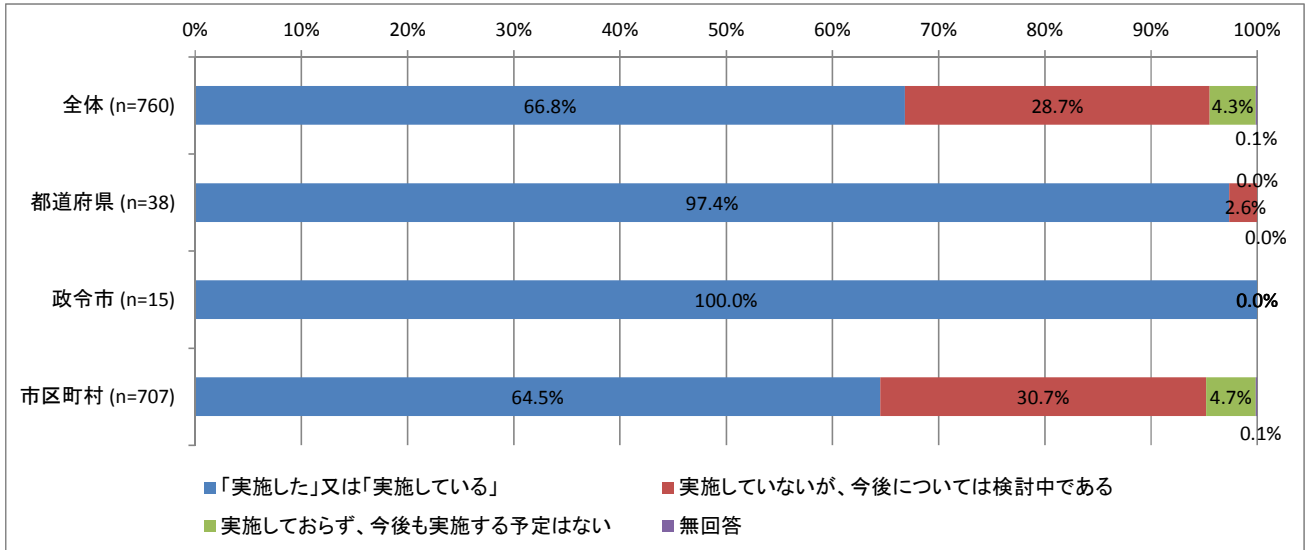


図 26 環境施策の基本となる計画の点検状況

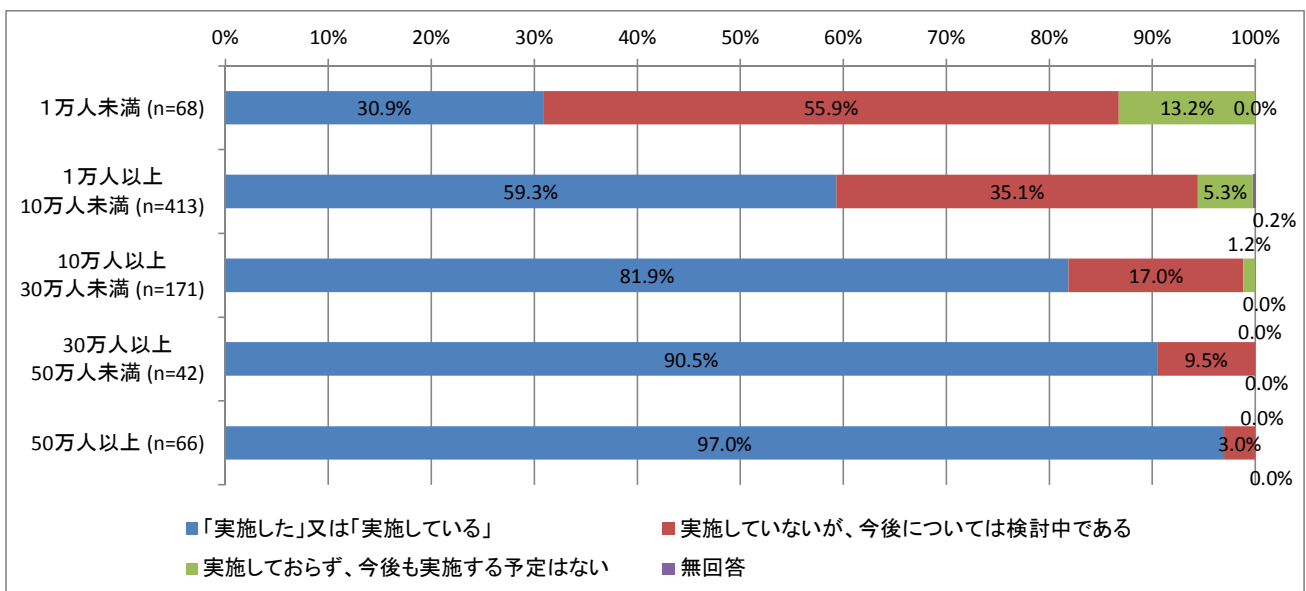


図 27 環境施策の基本となる計画の点検状況（人口規模別）

(13) 環境施策の基本となる計画の点検に関する工夫事例

■環境施策の基本となる計画に基づく施策の実施状況の点検について工夫をしている点は、以下のようになった。

①点検方法

■422 件の回答が得られた。

■主な事例を以下に示す。

- ・環境審議会等で検討している。
- ・市民委員等も含めた専門委員会で点検評価を行っている。
- ・担当部署ごとに進捗状況の自己評価を行っている。
- ・事業評価の結果を利用している
- ・「環境白書」として取りまとめている。
- ・年次報告書を作成している。
- ・環境マネジメントシステムを活用している。
- ・点検評価結果に対する一般市民からの意見も募集している。
- ・環境に関する統計資料を作成している。
- ・指標等で点検を行っている。
- ・市民や事業者等へのアンケートを実施している。

など

■その他、具体的な主な事例等は参考資料 p.36 から p.39 を参照のこと。

②目標設定・達成評価

■424 件の回答が得られた。

■主な事例を以下に示す。

- ・目標値（定量目標、定性目標）を設定している。
- ・指標を設定している。
- ・アウトカム指標も設定している。
- ・複数のタイプの指標を設定している。
- ・定量目標から達成度を評価している。
- ・指標を用いて目標達成度を評価している。
- ・事業ごとに達成評価をしている。
- ・段階評価（4 段階、3 段階など）をしている。
- ・環境白書に結果等を掲載している。

など

■その他、具体的な主な事例等は参考資料 p.40 から p.43 を参照のこと。

③住民への点検結果の公開方法（見せ方）

■350件の回答が得られた。

■主な事例を以下に示す。

- ・ホームページで公表
- ・環境白書で公表
- ・年次報告書で公表
- ・広報誌で公表
- ・パンフレットを作成
- ・概要版を作成
- ・目標に対する実績値、達成度等を公表している
- ・点検結果の一覧表を作成
- ・統計書を作成している
- ・グラフでわかりやすく見せている
- ・段階評価（4段階、3段階など）でわかりやすく見せている
- ・マーク（顔、矢印）でわかりやすく見せている
- ・色分けでわかりやすく見せている
- ・審議会を公開している
- ・会議の議事録等を公開している

など

■その他、具体的な主な事例等は参考資料 p.44 から p.46 を参照のこと。

④その他

■その他の工夫等としては、以下のようなものがあげられた。

- ・計画が長期に渡るので、ファーストステップ・セカンドステップというように、段階を設定している。
- ・市民・事業者の取組みについては、当初、公募型委員会においてチェックすることとしていたが、市が想定したような機能が果たせず、存在意義を見いだせなくなったことから、廃止した。
- ・施策が計画通りに展開されているか、内部でのアンケート・確認を実施した。

など